

○日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱

平成6年11月15日

制定

改正 平成16年3月1日 平成27年9月30日

平成28年4月1日

(設置)

第1条 日野市が徴収する手数料、使用料その他税外収入（以下「手数料等」という。）について、社会情勢に即した適正な執行を図ることを目的とし、日野市手数料、使用料等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、手数料等に関する事項について市長の依頼に基づき調査検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって委員として組織し、市長が委嘱する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。ただし、特別な事情がある場合は、期間を定めてこれを延長することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長を務める。

2 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

3 委員会の会議は、公開する。ただし、個人情報の保護等の事情により、必要と認める場合は、公開しないことができる。

4 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

5 会議録は、委員会が調査検討し、その結果を市長に報告した後、公開する。ただし、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）第7条各号の規定のいずれかに該当する場

合は、その該当する部分に限り、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第7条 委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画部企画経営課がこれに当たる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年11月15日から施行する。

付 則 (平成16年3月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年9月30日)

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

付 則 (平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

有識者	2人
公募市民	4人